

令和3年度新型コロナウイルス感染症対策に係る大船渡市経済対策 実施事業の概要

事業名	地域消費喚起促進事業 第3回「ふるさと振興券」配布事業	宿泊観光回復事業 「クーポン券」交付事業（第2回）
目的	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている市内の飲食店、小売業及びサービス業の売上確保に向けた消費喚起を図るため、1世帯あたり1万円の「ふるさと振興券」を配布する。</p> <p>今回は、ワクチン接種に係る会場までの移動にかかる経済的支援を含む。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光客や宿泊の回復と、市内飲食店や商店の利用の喚起を図るため、市内の宿泊施設を利用した方に、宿泊料金を助成するとともに、市内飲食店や商店で使えるクーポン券を交付する。</p>
配布対象者	<p>市内の全世帯（約15,000世帯）</p> <p>※令和3年7月1日現在で住民登録のある世帯主（外国人含む）</p>	<p>市内の宿泊施設を利用する岩手県内からの観光客（市民も含む） 10,000名</p>
券発行額	<p>150,000,000円</p> <p>※1世帯あたり、商品券500円券20枚ずつ</p>	<p>10,000,000円</p> <p>※1泊あたり、クーポン券1,000円券を交付。なお、クーポン券は、宿泊料金への支払いは不可。</p>
加盟店の登録要件	<p>中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に店舗等を有する事業者（法人・個人）で次の業種を営んでいるもの</p> <p>(1)飲食店 (2)小売店 (3)サービス業</p> <p>原則として、宿泊業を除く「令和2年度大船渡市地域企業経営継続支援事業費補助金交付要綱」に示す業種とするが、他業種であっても、店舗等を有したうえで、上記業種に該当する営業、または、類似する営業を行っている場合は、登録可能とする。</p> <p>なお、一の建物において、小売業を行うための店舗の用に供される面積が500㎡を超える場合、登録できないものとする。</p> <p>ただし、店舗面積が500㎡を超える場合であっても、店舗内の区域を明確に分けたうえで、複数の事業者が利用する場合、一の事業者が店舗として利用する面積が500㎡以下であれば、登録を可能とする。</p> <p>また、屋内施設と屋外施設を一体として小売業を行う場合、屋内施設の面積のみとし、屋外施設は含めないこととする。</p>	
券の配布	<p>令和3年8月上旬から8月下旬まで</p> <p>※簡易書留郵便にて手渡し配達</p>	<p>令和3年7月21日(水)</p> <p>から令和4年1月31日(月)宿泊分まで</p> <p>※発行額に達した場合は、終了とする。</p>
券有効期間	<p>令和3年8月上旬</p> <p>から令和3年11月30日(火)</p>	<p>令和3年7月21日(水)</p> <p>から令和4年2月1日(火)</p>
券の換金	手数料無料	手数料無料
換金期限	令和3年12月15日(水)	令和4年2月15日(火)